

川崎市教育委員会会計年度任用職員（職員部所管の職）に関する要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、別に定めるもののほか、川崎市教育委員会会計年度任用職員に関する規則（令和2年川崎市教育委員会規則第1号。以下「規則」という。）第13条の規定に基づき、職員部が所管する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の職務、勤務条件等に関し必要な事項を定めるものとする。

（職名、業務内容、勤務時間等）

第2条 会計年度任用職員の業務内容、勤務時間等は、次の各号に定める職に応じ、当該各号に定める別表のとおりとする。

- (1) 非常勤の講師、学校事務職、学校栄養職等 別表第1
- (2) 非常勤の学校用務員及び学校給食調理員の職（次号に掲げる職を除く。）
別表第2
- (3) 補助的業務に関する会計年度任用職員の職 別表第3
- (4) その他の職 別表第4

（任用期間）

第3条 会計年度任用職員の任用の期間（以下「任用期間」という。）は、前条第1号から第3号までの職のうち、川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号）の適用を受ける職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を含む。以下「給与条例適用職員」という。）の欠員の代替として任用する会計年度任用職員においては、給与条例適用職員の欠員が生ずる期間の範囲内で定めるものとする。

2 納入条例適用職員の欠員の代替として任用する会計年度任用職員の任用期間を更新できる期間の範囲は、当該納入条例適用職員の欠員が生ずる期間の範囲内とする。

（給料又は基本報酬の額）

第4条 月額で支給する会計年度任用職員（次項に定める会計年度任用職員を除く。）の給料又は基本報酬の額は、別表第5に定める相当する給料表、職務の級及び号給（以下「表級号給」という。）の範囲内において、本市職員とし

ての経験月数（採用の日前3年間の範囲内に限る。）を考慮して決定した相当する表級号給に定める額に、当該職員の1週間当たりの勤務時間を38.75時間で除して得た割合を乗じて得た額とする。

- 2 時間額で支給する会計年度任用職員のうち第2条第1号及び第3号に定める会計年度任用職員の給料又は基本報酬の額は、それぞれ別表第6及び別表第7に定めるとおりとする。
- 3 前項で定める額を給料又は基本報酬の額とした場合において、給料又は基本報酬の額とこれに対する地域手当又は地域手当に相当する報酬の額とを合計した額（以下この項において「合計額」という。）が川崎市契約条例（昭和39年川崎市条例第14号）第7条第1項に規定する作業報酬下限額を下回ることとなるときの会計年度任用職員の給料又は基本報酬の額は、前項の規定にかかわらず、合計額が当該作業報酬下限額と同じ額（同じ額とならない場合には、当該作業報酬下限額を上回る最小の額）となる給料又は基本報酬の額とする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、職務の特殊性等によりこれにより難い会計年度任用職員の給料又は基本報酬の額については、別に定める。

（休日、休暇等）

第5条 規則第11条第2項により教育長が認める職は、別表第1に掲げる非常勤講師のうち、次に掲げる職とする。

- （1）別表第1に掲げる非常勤講師の職
- （2）別表第1に掲げる非常勤学校栄養職員の職
- 2 前項各号に掲げる職に従事する会計年度任用職員の休日、休暇等については、川崎市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年川崎市人事委員会規則第8号。以下「人事委員会規則」という。）第7条第6項の規定を除き、人事委員会規則の定めるとおりとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、第1項第1号に掲げる職のうち、夏季休業期間中に勤務時間を割り振られない者においては、人事委員会規則第7条第6項及び別表第5の13の項を除き、人事委員会規則に定めるとおりとする。

（半日単位の年次休暇）

第6条 半日を単位として年次休暇を受けることができる会計年度任用職員は、次に掲げる会計年度任用職員以外の職員とする。

- (1) 非常勤講師のうち、一日の勤務時間が 7 時間未満となる職員
 - (2) 学校給食調理補充員
 - (3) 教職員事務支援員
- 2 半日単位の年次休暇は、原則として正午で区分し、2 回をもって 1 日の年次休暇とする。ただし、勤務時間の設定等の事情により正午での区分により難い場合は、別に区分する時刻を設定するものとする。
- (職務専念義務の免除)
- 第 7 条 会計年度任用職員は、職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和 26 年川崎市条例第 17 号）第 2 条の規定に基づき職務に専念する義務の免除を受けることができる。
- 2 前項の規定により職務に専念する義務の免除を受ける場合は、川崎市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年川崎市条例第 1 号）第 8 条の規定に基づき、給与を減額して支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- (1) 川崎市職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和 46 年川崎市人事委員会規則第 8 号）第 2 条第 1 項第 6 号から第 12 号までに掲げる場合
 - (2) セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント又は妊娠、出産、育児若しくは介護に関するハラスメントに関する苦情相談を行う場合
 - (3) 人事評価に関する苦情相談を行う場合
 - (4) その他教育長が特に認める場合

(委任)

第 8 条 この要綱の施行について必要な事項は、教育次長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- (勤務時間の特例措置)
- 2 別表第 1 に掲げる職のうち、人材不足等の理由により同表の種別欄における複数の種別を兼ねて任用する場合における非常勤講師の 1 週間の勤務時間については、同表の 1 週間の勤務時間の欄の規定にかかわらず、38 時間 45 分未満とができるものとする。

附 則（令和2年4月30日、2川教職人第173号）

この要綱は、令和2年5月1日から施行し、改正後の第6条第2項第1号の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和2年7月31日、2川教職人第982号）

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

附 則（令和2年10月1日、2川教職人第1195号）

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日、2川教職人第2224号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年7月1日、3川教職人第449号）

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令和3年8月31日、3川教職人第705号）

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

附 則（令和4年3月30日、3川教職人第1983号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日、4川教職人第1902号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月28日、5川教職人第121号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年5月8日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日前に改正前の要綱附則第2項の規定により、勤務時間の変更を行っている会計年度任用職員については、任用期間満了までの間、なお従前の例による。

附 則（令和5年11月30日、5川教職人第1238号）

この要綱は、令和5年12月1日から施行する。

附 則（令和6年3月21日、5川教職人第1881号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年7月11日、6川教職人第483号）

この要綱は、令和6年7月11日から施行する。

附 則（令和6年12月2日、6川教職人第1335号）

この要綱は、決裁の日から施行し、改正後の要綱は、令和6年12月1日から適用する。

附 則（令和7年4月7日、7川教職人第40号）

この要綱は、決裁の日から施行し、改正後の要綱は、令和7年4月1日から適用する。

附 則（令和7年11月28日、7川教職企第272号）

この要綱は、令和7年12月1日から適用する。

別表第1（第2条関係）

職名	種別	業務内容	勤務場所	1週間の勤務時間	勤務時間（休憩時間）	勤務日	週休日
非常勤講師	(1)定数内 (2)病気休暇等代替 (3)再任用短時間職員補充 (4)育児短時間勤務職員後補充 (5)妊娠時体育授業免除 (6)初任者研修（教諭・養護教諭） (7)支援教育推進 (8)小規模対策 (9)専科 (10)支援教育コーディネーター補充 (11)少人数指導等担当	左欄の種別に応じて次のとおりとする。 (1)、(25)、(28)、(29)常勤の教職員に準じて校務の一部及び授業等 (2)、(4)、(5)、(6)、(10)、(13)、(21)、(24)、(26)常勤の教職員が授業等を担当できない場合に代替での授業等 (3) 再任用短時間職員が授業等を担当できない場合に代替での授業等	種別の欄に応じて次のとおりとする。 (1)、(3)、(7)、(24)、(25) 小学校、中学校、及び特別支援学校 (2)、(4)、(5)、(6)、(12)、(22)、(27) 小学校、中学校、高等学 校及び特別支援学校	29時間以内で定める時間	中学校の夜間学級又は高等学校の定時制課程以外に勤務する場合 8:10～17:00までの間で定める時間 （休憩1日の勤務時間が6時間を超える場合、勤務時間の途中において45分）	種別の欄に応じて次に掲げる週数に相当する日数の範囲内で指定する日、又は、8:10～17:00までの間で定める時間 （休憩1日の勤務時間が6時間を超える場合、勤務時間の途中において45分）	勤務が割り振られない日 (1)、(19)、(25)、(28)、(29) 52週 (2)、(3)、(4)、(5)、(13)、(24)、(26)、(27) 別途指定する日 (6) 52週、48週、42週のいずれか。ただし、各校種に

	(12)学校運営改善 (13)特別支援学級残留対策 (14)ケアセンター (15)院内学級 (16)教科補充(免許外・指導方法) (17)夜間学級担当 (18)センター機能支援 (19)乳幼児教育相談 (20)免許教科外指導解消 (21)高校改革事業後追い (22)日本語指導 (23)外国語語学 (24)特別支援教育専門研修 (25)自立活動 (26)居住地校交流後補充 (27)初任者指導 (28)特別支援教育推進 (29)学級運営支援 (30)別室指導	(7) 特別な支援が必要な児童生徒に対する授業等の対応 (8)、(9)常勤の教職員では担当する授業時間数が不足する場合の専科担当 (10) 少人数指導、チーム・ティーチング担当 (11) 学校運営の効果的な実施に当たって常勤の教職員で不足する教科等での授業等 (12) こども心理ケアセンター内の分教室における授業等 (13) 特別支援学校地域支援部の教員が授業等を担当できない場合の代替での授業等	(8)、(9)小学校 (10)、(11)、(13)、(28)、(29)、(30) 中学校 も心理ケアセンター内分教室 聖マリアンナ医科大学 病院内学級 中学校 (18)、(19)、(26)特別支援学校 (15) 聖マリアンナ医科大学病院 (20)、(21)、(23)高等学校	定時制課程に勤務する場合 13:00～22:00までの間で定める時間 （休憩1時間）の勤務時間が6時間を超える場合、勤務時間の途中において45分)	おける初任の養護教諭の代替は32週 (7)、(8)、(9)、(10)、(11)、(12)、(14)、(16)、(17)、(18)、(20)、(21)、(22)、(23)、及び(30) 52週、48週、42週のいずれか。ただし、高等学校の定時制課程にあっては50週、40週、35週のいずれか。 (15) 52週、49週のいずれか。

		<p>業等</p> <p>(19) 聴覚障害乳幼児指導、教育相談業務</p> <p>(22) 日本語の指導が必要な児童生徒に対しての指導等</p> <p>(23) 外国語を母語とする者により外国語の授業等</p> <p>(27) 教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）第 21 条に定める研修のため、同条第 3 項に定める指導教員</p> <p>(30) 不登校児童生徒等に対する個別の指導等</p>				
非常勤学校栄養職員	(1)未配置校解消 (2)病気休暇等代替 (3)育児短時間勤務職員後補充	<p>左欄の種別に応じて次のとおりとする。</p> <p>(1)常勤職員が巡回指導を行う際の代替業務</p> <p>(2)(3)常勤の職員が業務を担当できない場合の代替業務</p>	<p>小学校、中学校及び特別支援学校</p>	<p>29 時間以内で定める時間</p>	<p>8:10～17:00までの間で定める時間 (休憩 1 日の勤務時間が 6 時間を超える場合、勤務時間の途中において 45 分)</p>	<p>月曜日から金曜日までの週 5 日以内</p>
非常勤学校事務職員	(1)病気休暇等代替 (2)再任用短時間職員補充	(1)(3)常勤の職員が業務を担当できない場合の代替業務	<p>小学校、中学校及び特別支援学校</p>	<p>29 時間以内で定める時間</p>	<p>8:10～17:00までの間で定める時間 (休憩 1 日)</p>	<p>月曜日から金曜日までの週 5 日以内</p>

	(3)育児短時間勤務職員後補充 (4)学校運営改善	(2) 再任用短時間職員が業務を担当できない場合の代替業務 (3) 学校運営の効果的な実施に当たって常勤の職員で不足する業務			日の勤務時間が 6 時間を超える場合、勤務時間の途中において 45 分)		
--	------------------------------	---	--	--	--------------------------------------	--	--

別表第2（第2条関係）

職名	業務内容	定数	勤務場所	1週間の勤務時間	勤務時間(休憩時間)	勤務日	週休日
学校施設管理業務職員	(1)校地及び校舎の清掃、整備及び美化に関する業務 (2)校地及び校舎の安全管理に関する業務 (3)設備の安全及び營繕に関する業務 (4)校務連絡及び庶務的業務 (5)その他必要な業務	164	小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校	29 時間	小学校、中学校、高等学校の全日制課程、特別支援学校に勤務する場合 8:00～16:45 を基本とする。 (休憩 12:00 ～ 13:00 を基本に勤務時間の途中において 1 時間) 高等学校の定時制課程に勤務する場合 14:12～21:00 を基本とする。 (休憩 15:30 ～ 16:30 を基本に勤務時間の途中において 1 時間)	小学校、中学校、高等学校の全日制課程、特別支援学校に勤務する場合 8:00～16:45 を基本とする。 (休憩 12:00 ～ 13:00 を基本に勤務時間の途中において 1 時間) 高等学校の定時制課程に勤務する場合 14:12～21:00 を基本とする。 (休憩 15:30 ～ 16:30 を基本に勤務時間の途中において 1 時間)	勤務が割り振られない日

						ては月曜日から金曜日までの週5日	
学校施設管理業務職員（調査補充）	学校用務業務の業務量算定調査を実施する代表者配置校における学校施設管理業務を維持するための補助的業務	8	小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校	15時間30分	小学校、中学校、高等学校の全日制課程、特別支援学校に勤務する場合 8:00～16:45 の間で定める時間とする。 (休憩 勤務時間が6時間を超える場合は、所定の勤務時間の途中に1時間)	週2日又は週3日	勤務が割り振られない日
学校給食調理業務職員	(1)学校給食の調理及び配食に関する業務 (2)調理場の清掃に関する業務 (3)その他必要な業務	12	小学校	29時間	8:15～17:00 を基本とする。 (休憩 12:00～13:00 を基本に勤務時間の途中において1時間)	1年間のうち別途指定する日	勤務が割り振られない日

別表第3（第2条関係）

職名	種別及び業務内容	勤務場所	勤務時間 (休憩時間)	勤務日	週休日
学校給食調理補充員	(1)米飯給食実施時の補助的業務 (2)学校給食調理員未配置校における補助的業務	小学校	1日について休憩時間を除き7時間45分以内、1週間にについて38時間45分以内で定める。 (休憩 勤務時間が6時間を超える場合は、所定の勤務時間の途中に原則として1時間)	週5日以内	勤務が割り振られない日
学校給食調理補充員（代替）	(1)本務者が年次休暇、病気休暇取得者等の代替としての補助的業務	小学校			
食事指導補	(1)児童に特別な事情が	小学校、中学校			

助員	あり規定の職員のみで調理等ができない場合の補助的業務	及び特別支援学校			
学校用務補充員（代替）	(1)本務者が年次休暇、病気休暇取得者等の代替としての補助的業務	小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校			
教職員事務支援員	(1)教職員の補助的業務	小学校及び中学校			
視覚障害補助員	(1)墨字の点訳、点字の墨訳等児童指導の補助的業務	小学校			

別表第4（第2条関係）

職名	業務内容	定数	勤務場所	1週間の勤務時間	勤務時間(休憩時間)	勤務日	週休日
障害者就業員	(1)文書印刷、電算入力等事務的業務 (2)その他必要な業務	78（総務部所管の職の定数を含む。）	小学校、中学校、特別支援学校及び教職員企画課 他	30時間以内	9:00～16:00 を基本とし、1日について休憩時間を除き7時間45分以内で定める。 (休憩12:00～13:00を基本に勤務時間の途中において1時間)	月曜日から金曜日までの週5日以内	勤務が割り振られない日
障害者雇用支援員	(1)障害のある職員に対する面談等を通じた相談等支援業務 (2)障害のある職員への業務指導及び安全管理	40（総務部所管の職の定数を含む。）	小学校、中学校、特別支援学校及び教職員企画課 他	30時間以内	9:00～16:00 を基本とし、1日について休憩時間を除き7時間45分以内で定める。 (休憩12:00～13:00を基本に勤務時間の途中において1時間)	月曜日から金曜日までの週5日以内	勤務が割り振られない日

	<p>理に関する業務</p> <p>(3)業務内容等に係る計画の作成及び府内、学校内及び障害者就労支援機関との調整に関する業務</p> <p>(4)その他必要な業務</p>				間)		
手話通訳士	<p>(1)聴覚障害教職員への情報保障に関する業務</p> <p>(2)生徒への情報保障に関する業務</p> <p>(3)聴覚障害のある保護者等の学校関係者に対する情報保障に関する業務</p> <p>(4)手話研修に関する業務</p> <p>(5)その他必要な業務</p>	6	特別支援学校	24時間以内	8:30～17:00 の範囲で定める時間 (休憩 12:30～13:15)	月曜日から金曜日までの週5日以内	勤務が割り振られない日
聾学校聴覚支援センター支援員	<p>(1)障害のある児童・生徒への言語発音等の指導に関すること。</p> <p>(2)教職員等への助言指導に関すること。</p>	1	聾学校	29時間	9:00～17:15 (休憩 12:00～13:00)	月曜日から金曜日までのうち週4日	勤務が割り振られない日

	(3)その他必要な業務					
--	-------------	--	--	--	--	--

別表第5（第4条関係）

会計年度任用職員（月額）の相当する表級号給の範囲

職名	ランク	相当する表級号給の範囲
学校施設管理業務職員	E	行政職給料表（2）1級29号給から1級34号給まで
学校給食調理業務職員	E	行政職給料表（2）1級29号給から1級34号給まで
障害者就業員	F	行政職給料表（1）1級14号給から1級19号給まで
障害者雇用支援員	B	行政職給料表（1）2級33号給から2級38号給まで
手話通訳士	C	行政職給料表（1）2級25号給から2級30号給まで
聾学校聴覚支援センター支援員	B	医療職給料表（2）2級33号給から2級38号給まで

別表第6（第4条関係）

会計年度任用職員（時間額）の給料又は基本報酬の額（第2条第1号関係）

職名	支給単位	給料又は基本報酬の額
非常勤講師	時間額	<p>(1)小学校、中学校及び特別支援学校に勤務する者 2,359 円</p> <p>(2)高等学校に勤務する者（以下の者を除く。） 2,572 円</p> <p>(3)高等学校に勤務する者のうち、全日制の課程において工業又は工業実習についての教諭又は助教諭の免許状を有する者（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）附則第2項から第4項までの規定により高等学校の工業又は工業実習を担任する教諭又は講師の職にあることができる者を含む。）で実習を伴う工業に関する科目を主として担当する者 2,799 円</p> <p>(4)高等学校に勤務する者のうち、定時制の課程に勤務する者 2,799 円</p> <p>(5)高等学校に勤務する者のうち、定時制の課程において工業又は工業実習についての教諭又は助教諭の免許状を有する者（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）附則第2項から第4項までの規定により高等学校の工業又は工業実習を担任する教諭又は講師の職にあることができる者を含</p>

		む。)で実習を伴う工業に関する科目を主として担当する者 2,910 円
		(6)高等学校に勤務する者のうち、外国語語学講師 3,104 円
非常勤学校栄養職員	時間額	1,618 円
非常勤学校事務職員	時間額	1,363 円

別表第 7 (第 4 条関係)

会計年度任用職員（時間額）の給料又は基本報酬の額（第 2 条第 3 号関係）

学校給食調理補充員	時間額	1,180 円
学校給食調理補充員（代替）	時間額	1,180 円
食事指導補助員	時間額	1,180 円
学校用務補充員（代替）	時間額	1,222 円
教職員事務支援員	時間額	1,253 円
視覚障害補助員	時間額	1,543 円